

水戸市バドミントン協会規約

第1章 名 称

第 1 条 本協会は水戸市バドミントン協会と称する。

第2章 事 務 所

第 2 条 本協会の事務所は、理事長宅に置く。

第3章 目的及び事業

第 3 条 本協会は水戸市におけるバドミントン競技を代表する団体で、バドミントンの健全なる普及発展を図り、あわせて市民の体位の向上並びに相互の親善に寄与することを目的とする。

第 4 条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 市民大会及びその他の競技会の開催並びに選手の派遣
- 2 バドミントンの普及啓発及び指導強化
- 3 バドミントンに関する研究調査
- 4 バドミントンスポーツ少年団の統轄
- 5 その他本協会の目的達成のために必要な事業

第4章 組織及び登録

第 5 条 本協会は市内のアマチュアバドミントン愛好団体、少年団及び個人をもって組織し、水戸市スポーツ協会及び茨城県バドミントン協会の傘下となる。

第 6 条 本協会に加入しようとする団体、少年団及び個人は、毎年 6 月末までに所定の申込書に次の年会費を添えて登録する。

但し、市内の高校生、中学生及び少年団員は会費を免除する。

- | | | |
|------|---------|---------|
| 1 団体 | 1 団体につき | 年4,000円 |
| 2 個人 | 1 人につき | 年1,000円 |

第5章 経費及び会計

第 7 条 本協会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 8 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第6章 役 員

第 9 条 本協会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長若干名、理事長 1 名、副理事長若干名、会計若干名、理事若干名、代議員若干名、監事 2 名

第 10 条 会長、副会長は総会において推薦する。

会長は本協会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 11 条 理事は総会の同意を得て会長が委属する。

理事は本協会の会務を分掌し、理事会においての審議決定にあたる。

- 第 12 条 理事長、副理事長及び会計は理事の互選により選出し、会長がこれを委属する。
理事長は会長の命を受けて会務を執行する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
会計は、本協会の経費、会費、寄付金、補助金及びその他の収入の経理を執行する。
- 第 13 条 代議員は各加入団体の構成員の代表 1 名ずつとし、本協会事務局に届出る。
代議員は総会において重要事項の審議決定にあたる。
- 第 14 条 監事は総会の同意を得て会長が委属する。
監事は本協会の会計及び一般会務を監査する。
- 第 15 条 役員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。
役員を辞任する場合は会長の承認を得る。
役員に欠員を生じた場合は、すみやかにこれを補充し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 16 条 本協会には必要により総会の同意を得て、顧問及び参与を置くことが出来る。
顧問及び参与は会長が委属する。
顧問は本協会の重要事項について会長の諮問に応ずる。
参与は本協会の重要な会務に参与する。

第 7 章 会 議

- 第 17 条 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、理事、代議員及び監事で組織する。
総会は年 1 回会長が招集する。但し、代議員の 3 分の 1 以上のものから要求のあった場合及び会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くものとする。
議長は会長をもってあてる。
総会は次の事項を審議し決定する。
(1) 事業並びに収支決算の承認
(2) 予算ならびに事業計画
(3) 規約の改廃、役員の選任
(4) その他の重要事項
総会の議題は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 18 条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計及び理事で組織する。
理事会は、必要により会長がこれを招集して会務を審議する。
- 第 19 条 本協会の組織として、水戸市バドミントンスポーツ少年団本部を置く。

付 則

- 1 本協会の規約は、昭和 58 年 8 月 27 日より施行する。
- 2 昭和 58 年度に限り会計年度は 8 月 27 日より昭和 59 年 3 月 31 日までとし、登録期限を 9 月末とする。
- 3 平成 7 年 5 月 12 日 改正。
- 4 平成 12 年 5 月 31 日 改正。
- 5 平成 21 年 5 月 30 日 改正。
- 6 令和 5 年 5 月 27 日 改正。令和 6 年 4 月 1 日から施行する。